



盗難保険 の約款

盗難保険普通保険約款、 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の盗難保険をご契約いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができ上がりましたので、盗難保険の約款とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番

＊

1 1 0

「フリーダイヤル」
☎0120-119-110



特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番ー110番”
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。
- 事故の受付・ご相談
事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

目 次

・盗難保険普通保険約款	2
・特約条項	
保険料に関する規定の変更特約条項	12
重大事由解除変更特約条項	21
実損支払特約条項	22
万引き危険担保特約条項	22
不在危険担保特約条項	23
自動二輪車等保管場所外危険担保特約条項	23
協定保険価額特約条項	23
金庫内収容中危険のみ担保特約条項	24
営業時間外危険のみ担保特約条項	24
施錠中危険のみ担保特約条項	24
二輪車施錠中のみ担保特約条項	24
営業時間外金庫内収容中のみ担保特約条項	25
営業時間外金庫外保管中一部担保特約条項	25
営業時間外金庫外保管中縮小支払特約条項	26
支払保険金制限額特約条項	26
縮小支払特約条項	27
全損のみ担保特約条項	27
暫定保険料特約条項	27
商品・在庫品に関する特約条項	28
共同保険に関する特約条項	28

盗難保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂（以下「盗難」といいます。）によって保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）内の保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険契約者または被保険者の親族または使用人が行った、または加担した盗難によって生じた損害
- ④ 保険の対象またはその保管場所を警備する者が行った、または加担した盗難によって生じた損害
- ⑤ 保険の対象の保管場所に宿泊または居住する者が行った、または加担した盗難によって生じた損害
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）の際における盗難によって生じた損害
- ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、⑥の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議の際における盗難によって生じた損害
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難によって生じた損害
- ⑨ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災の際における盗難によって生じた損害
- ⑩ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災の際における盗難によって生じた損害
- ⑪ 豪雪、雪崩等の雪災または雹災の際における盗難によって生じた損害
- ⑫ 火災、爆発または放射能汚染の際における盗難によって生じた損害
- ⑬ 盗難のために生じた火災または爆発によって生じた損害
- ⑭ 棚卸しの際に発見された数量の不足の損害
- ⑮ 発生後60日以内に覚知することができなかった盗難によって生じた損害

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 万引きその他保険の対象が収容されている保管場所に不法に侵入しなかった者によりなされた盗難によって生じた損害。ただし、その者が暴行または脅迫を行った場合は、この規定を適用しません。
- ② 満15才以上の者が保険の対象が収容されている保管場所に不在の間に生じた盗難によって生じた損害。ただし、その不在期間が引続き72時間を超えない場合は、この規定を適用しません。

第4条（保険の対象の範囲）

- （1）この保険契約における保険の対象は、保険証券記載の動産とします。
- （2）次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
 - ② 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
 - ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、徽章、免許状その他これらに類する物

第5条（保険価額）

この保険契約においては、損害の生じた地および時における保険の対象の価額をもって保険価額とします。

第6条（損害の額の決定）

- （1）当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- （2）保険の対象の損傷を修繕できる場合には、保険の対象を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費の額（修繕の結果、損害発生直前の状態よりも保険価額が増加したときは、修繕するために要した額からその増加額に相当する金額を控除して得た額とします。）をもって損害の額とします。
- （3）保険の対象が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当社は、その損害が保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金として支払うべき損害の額を決定します。
- （4）当社が保険金を支払うべき損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要かつ有益な費用は、（1）の損害の額に含まれるものとします。
- （5）商品、受託品、その他常に数量の増減がある物品が保険の対象である場合において、保険契約者または被保険者が、帳簿その他の証憑類により損害の額を証明することができないときは、当社は、証明することができない額については、（1）から（4）までの規定による損害の額に含めません。
- （6）（1）から（4）までの規定による損害の額は、保険価額を限度とします。

第7条（保険金の支払額）

- （1）保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当社は、1回の盗難につき、第6条（損害の額の決定）の規定による損害の額から保険証券記載の免責金額（以下「免責金額」といいます。）を差し引いた額を保険金として、支払います。
- （2）保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、1回の盗難につき、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\left(\begin{array}{l} \text{第6条（損害の額の決定）の} \\ \text{規定による損害の額} \end{array} \right) - \text{免責金額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第7条（保険金の支払額）の規定をおのおの別に適用します。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等（この保険契約における保険の対象と同一のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払

うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額から免責金額（この保険契約または他の保険契約等のうち最も低い免責金額をいいます。以下この条において同様とします。）を差し引いた額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）の保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

第2章 基本条項

第10条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた盗難による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の盗難による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとし
- ④ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または

保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の盗難による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の盗難による損害については適用しません。

第12条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象の保管場所を変更したこと。
 - ② 保険の対象の取容方法または警備方法を変更したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の盗難による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の盗難による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の盗難による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の盗難による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の盗難による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第13条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条（保険の対象の譲渡）

- （1） 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- （2） （1）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、（1）の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （3） 当会社が（2）の規定による承認をする場合には、第17条（保険契約の失効）（1）の規定にかかわらず、（2）の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第15条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する保管場所もしくは敷地内（特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。）を調査することができます。

第16条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第17条（保険契約の失効）

- （1） 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第36条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- （2） おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

第18条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条（保険金額の調整）

- （1） 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- （2） 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第20条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第21条（重大事由による解除）

- （1） 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的とし

て損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の盗難による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の盗難による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第22条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第11条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の盗難による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた盗難による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第24条(保険料の返還一無効または失効の場合)

(1) 第16条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第25条（保険料の返還－取消しの場合）

第18条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第19条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第19条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第27条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第11条（告知義務）（2）、第12条（通知義務）（2）もしくは（6）、第21条（重大事由による解除）（1）または第23条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第28条（警察への届出および盗難の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、次の事項を履行しなければなりません。
 - ① 盗難の発生につき、直ちに所轄警察署に届け出ること。
 - ② 損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を遅滞なく当社に通知すること。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、盗難が生じた保管場所もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の盗難が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1) の措置のために必要な費用は第6条（損害の額の決定）（4）に規定する保険の対象の回収に要する費用を除いて、当社はこれを負担しません。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条（保険金を支払う場合）の 損害の発生および拡大を防止することが
盗難による損害の額 できたと認められる額 = 損害の額

第30条（盗難品が回収された場合の措置および残存物の帰属）

- (1) 保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条（損害の額の決定）（4）の費用を除き、盗取の損害は生じな

ったものとみなします。

- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、当社が保険金を支払った後、1年以内に保険の対象の全部または一部が回収された場合は、(3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額を当社に支払ってその保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。この場合でも、被保険者は、第6条（損害の額の決定）(4)の費用および回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して、保険金の請求をすることができます。
- (5) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合でも、盗取以外の損害が生じた保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

第31条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の盗難による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ 盗難が発生したことを証明する書類（所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類）
 - ④ その他当社が第33条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、盗難の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条（現物による保険給付）

当社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができます。

第33条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が第31条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、盗難の原因、盗難発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および盗難と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効

または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会其他法令に基づく照会を含みます。) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第34条(時効)

保険金請求権は、第31条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第36条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)の保険金の支払額がそれぞれ1回の盗難につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第37条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第38条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

特約条項

以下に印刷されている特約条項については、保険証券面上の特約条項欄に特約条項名称が表示されている場合に適用されます。

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

- (3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当社が保険金を支払っていた場合は、当社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 次のすべてに該当する場合は、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

- ① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
- ③ 当社が②の確約を承認した場合

(5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条 (保険料の払込方法—口座振替方式)

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料(追加保険料を含みます。)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座(保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。)に預けておかなければなりません。

- ① 指定口座が、提携金融機関(当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)に設定されていること。
- ② 当社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条(保険料の払込方法等)(2) ②に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき。	第1条(2) ②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条 (保険料の払込方法—クレジットカード払方式)

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(追加保険料を含みま

す。)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合

② 当社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、次の規定の適用においては、当社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(当社の指定するクレジットカードに限ります。以下同様とします。)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第1条(保険料の払込方法等)(1)および同条(2)

② 第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

① 当社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)①の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(追加保険料を含みます。)については、当社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第4条(クレジットカード払方式以外への変更)

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条(保険料の払込方法—クレジットカード払方式)(5)の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料(当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。)を当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

(2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合

② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、

保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- ① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないとします。
 - ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
 - ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
 - ④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条(1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当社が第4節第1条(1)②の通知を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
 - ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
 - ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または同節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。
- (2) (1)⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

- (1) 盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定にかかわらず、同条の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) 普通約款第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)のいずれかに該当した場合には、当社は、普通約款第20条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通約款第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条（1）①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条（1）②の規定による解除の場合	第1条（1）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条（1）③の規定による解除の場合	第1条（1）③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条（1）④の規定による解除の場合	第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条（1）⑤の規定による解除の場合	第4節第1条（4）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条（1）⑥の規定による解除の場合	第1条（1）⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条（2）の規定による解除の場合	普通約款第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（3）に規定する方法により取り扱います。

- ① 普通約款第11条（告知義務）（3）③の承認をする場合
- ② 普通約款第12条（通知義務）（1）の通知を受けた場合
- ③ 普通約款第19条（保険金額の調整）（2）の通知を受けた場合

（2）当社は、（1）のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（3）に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

（3）（1）および（2）の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、未経過期間に対する保険料（（1）②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通約款第12条（通知義務）（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）を返還し、または追加保険料を請求します。
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>② 保険料払込方法が一時払以外の場合（保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）（1）に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。）</p>	<p>下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料（（1）②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通約款第12条（通知義務）（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）に変更します。ただし、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。</p>
<p>ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合</p>	<p>当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</p>
<p>イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合</p>	<p>当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料</p>

(4) 保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（（1）①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）は、追加保険料領取前に生じた事故（当社が（1）②の通知を受けた場合、または（1）①もしくは（2）の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領取する前に生じた事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたとときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領取する前に生じた事故をいいます。）による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① （1）および（3）の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません（（1）①または②の場合は、第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）④の規定により解除できるときに限りまます。）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
 - ② （2）および（3）の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
ただし、普通約款第36条（保険金支払後の保険契約）（1）に該当する場合は、保険料は返還しません。
- (6) 普通約款第36条（保険金支払後の保険契約）（4）の規定中「（1）から（3）までの規定」とあるのは、「（2）および（3）ならびに保険料に関する規定の変更特約条項第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（5）ただし書の規定」と読み替えます。
- (7) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。

- ① 普通約款第11条（告知義務）（2）
- ② 普通約款第12条（通知義務）（2）または同条（6）
- ③ 重大事由解除変更特約条項によって読み替えられた普通約款第21条（重大事由による解除）（1）または同条（2）
- ④ 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）
- ⑤ 第3節第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）

(8) 普通約款第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）

(1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

① 第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

② 第1条（3）

(2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア、第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）

イ、普通約款第22条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）

ウ、第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）

エ、第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができます。

(5) (4) の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

(1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）

(4) の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

② 第1条（3）

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は（1）の規定を適用しません。

① 当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が

会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（１）の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2) ①の追加保険料相当額を領取できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

① 保険契約者の指定する口座への振込み

② クレジットカード会社経由の返還

(5) (4) の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条（4）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。

② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1) の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1) に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4) ②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

(3) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（4）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。

① 追加保険料が、第1条（1）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。

② 追加保険料が、第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) ②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1) から（3）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4) ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

① 普通約款第11条（告知義務）(3) ③に規定する訂正の申出が行われた日時

- ② 普通約款第12条（通知義務）（1）または第1条（2）に規定する通知が行われた日時
- ③ 事故の発生の日時

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款の次の規定を適用しません。
- ① 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
 - ② 第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）
 - ③ 第26条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）
 - ④ 第27条（保険料の返還－解除の場合）
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	<p>(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。）</p> <p>(2) 未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額</p>
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	<p>(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）</p> <p>(2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）</p> <p>(3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額</p>

1年	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

重大事由解除変更特約条項

盗難保険普通保険約款第21条（重大事由による解除）の規定は、次のとおり読み替えます。

〔第21条（重大事由による解除）〕

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の盗難による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の盗難による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害」

実損支払特約条項

第1条(保険金の支払額)

当社は、盗難保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第7条(保険金の支払額)(2)および第8条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、保険金額を限度として、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

普通約款第6条(損害の額の決定)の規定
- 保険証券記載の免責金額 = 保険金の額
による損害の額

第2条(普通約款との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

万引き危険担保特約条項

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は盗難保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、万引きその他保険の対象が収容されている保管場所に不法に侵入しなかった者によりなされた窃盗またはその未遂(以下「万引き等」といいます。)によって保険の対象に生じた損害に対しては、次の①から③までのすべての要件を充足した場合に限り、保険金を支払います。

① 万引き等による損害があった日時、場所、犯行の手法が、防犯カメラで確認できる等により、明確であること。

② 万引き等の発生につき、直ちに所轄警察署に届け出ていること。

③ 万引き等によって損害が生じた保険の対象について、帳簿、伝票その他これらに類する物によって、確認ができること。

(2) (1)の規定により保険金を支払う場合、普通約款第3条(保険金を支払わない場合-その2)①の規定は、適用しません。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

不在危険担保特約条項

第1条（免責条項の適用除外）

盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合－その2）②の規定は、適用しません。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

自動二輪車等保管場所外危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂によって保険証券記載の保管場所外にある保険の対象である自動二輪車、原動機付自転車または自転車に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、保険金を支払います。
- （2）この特約が付帯された契約においては、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合－その2）の規定を適用しません。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

協定保険価額特約条項

第1条（保険価額）

- （1）盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（保険価額）の規定にかかわらず、この保険契約の保険価額は、保険契約者と当社が約定した保険証券記載の保険価額とします。
- （2）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険価額が、損害の生じた地および時における保険の対象の価額を著しく超える場合は、損害の生じた地および時における保険の対象の価額をもって保険価額とします。

第2条（保険金額の調整）

普通約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替え後の規定
第19条（保険金額の調整）（1）	（1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

第3条（普通約款との関係）

- （1）普通約款第26条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（1）の規定は、この保険契約においては適用しません。
- （2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用

します。

金庫内収容中危険のみ担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険の対象が保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）に所在する金庫（耐火定置式の金庫をいい、手提げ金庫等可動式のものを除きます。以下「金庫」といいます。）内に収容されている間に窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂（以下「盗難」といいます。）によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害についてのみ、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する金庫が、保管場所の営業時間外においては、施錠されていない間に行われた盗難によって保険の対象に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

営業時間外危険のみ担保特約条項

この特約条項により、盗難保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）の営業時間外において、窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂によって保管場所内の保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。」

施錠中危険のみ担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保管場所の窓、扉等のすべての開口部が施錠されている間に行われた窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対してのみ、保険金を支払います。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

二輪車施錠中のみ担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）およびこれに付帯される特約条項の規定にかかわらず、保険の対象である自動二輪車または原動機付自転車についてエンジンロック、ハンドルロック、ホイールロック（U字型のロック等）その他これらと同等以上の機能を有する物（以下「エンジンロック等」といいます。）のすべてが施錠されている間に行われた窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対してのみ、保険金を支払います。

(2) (1) に規定する施錠を確認するため被保険者が当会社に対しすべてのエンジンロック等に関するすべての鍵を提出した場合（ダイヤル式の場合は、その番号を告げた場合とします。）に限り、当会社は保険金を支払います。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

営業時間外金庫内収容中のみ担保特約条項

第1条（営業時間外金庫内収容中のみ担保）

盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）の営業時間外に生じた窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂によって保管場所内の保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して当会社が保険金を支払うのは、保険の対象が施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可動式のを除きます。）内に収容されていた場合に限りです。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

営業時間外金庫外保管中一部担保特約条項

第1条（営業時間外金庫内収容中のみ担保）

盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保管場所の営業時間外に生じた窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂（以下「盗難」といいます。）によって1点または1組の保険価額が30万円超の保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して当会社が保険金を支払うのは、保険の対象が施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可動式のを除きます。以下同様とします。）内に収容されていた場合に限りです。

第2条（保険金の支払額）

(1) 当会社が、施錠された金庫内に収容されていなかった保険の対象（30万円超のものは含みません。）について営業時間外に生じた盗難による損害に対して支払う保険金の額は、1回の盗難につき、普通約款第7条（保険金の支払額）、同第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）および同第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約条項（縮小支払特約条項および同特約条項と同様の趣旨で特定の危険について保険金を縮小払いする特約条項を含みます。）の規定によって算出した保険金の額と保険金額の30%のいずれか低い額とします。ただし、1回の盗難につき、3,000万円を限度とします。

(2) (1) の場合において、支払保険金制限額を設定する他の特約条項（この特約条項と同様の趣旨で、特定の危険について保険金の額を算出するにあたり支払保険金制限額を設定する特約条項を含みます。）が付帯されているときには、保険金の額を算出するにあたり、他の特約条項に従い算出された額と（1）に従い算出された額のいずれか低い額を限度に保険金を支払います。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

営業時間外金庫外保管中縮小支払特約条項

第1条（営業時間外金庫外保管中の盗難）

この特約条項は、保険証券記載の保管場所の営業時間外に生じた窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂（以下「盗難」といいます。）によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に従って保険金を支払うべき場合に限り、適用します。ただし、保険の対象が施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可動式のものを除きます。）内に収容されている間に生じた損害を除きます。

第2条（保険金の支払額）

第1条（営業時間外金庫外保管中の盗難）に規定する損害について当会社が支払う保険金の額は、1回の盗難につき、普通約款第7条（保険金の支払額）、同第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）および同第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約条項（支払保険金制限額特約条項および同特約条項と同様の趣旨で特定の危険について保険金の額を算出するにあたり支払保険金制限額を設定する特約条項を含みません。）の規定によって算出した保険金の額に次の①または②のいずれか低い方を乗じて得た額とします。

① 50%

② この保険契約に縮小支払特約条項が付帯されている場合には、その縮小支払割合

第3条（保険金支払後の保険契約）

普通約款第36条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（1）営業時間外金庫外保管中縮小支払特約条項第2条（保険金の支払額）の規定によって支払うべき保険金を同条に基づき乗じた割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。」

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

支払保険金制限額特約条項

第1条（支払保険金制限額）

（1）当会社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（保険金の支払額）（1）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、支払保険金は下記記載の金額を限度とします。

1事故につき	保険期間中を通じて
[保険証券の支払保険金制限額欄記載のとおり]	

（2）この保険契約において、縮小支払特約条項が付帯されている場合には（縮小支払特約条項と同様の趣旨で、特定の危険について保険金を縮小払する特約条項を含みます。）、その縮小割合を乗じて算出された支払保険金に対して、（1）の支払保険金制限額を適用するものとします。

第2条（保険金支払後の保険契約）

（1）普通約款第1条（保険金を支払う場合）の保険金の支払額が、第1条（支払保険金制限額）（1）に定める保険期間中の支払保険金制限額に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（2）（1）の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(3) おのおの別に支払保険金制限額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(2)までの規定を適用します。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

縮小支払特約条項

第1条（保険金の支払額）

(1) 当社がこの特約条項によって支払うべき保険金の額は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（損害の額の決定）、第7条（保険金の支払額）、第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）および第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定によって算出した保険金の額に、保険証券記載の縮小割合（以下「縮小割合」といいます。）を乗じて得た額とします。

(2) (1)において、保険証券に免責金額が記載されている場合には、この特約条項によって支払うべき保険金の額は、普通約款第6条（損害の額の決定）に規定する損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をもとに算出した保険金の額に縮小割合を乗じて得た額とします。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

全損のみ担保特約条項

第1条（全損のみ担保）

(1) 当社は、窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂によって保険の対象が全損となった場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)に規定する「全損」とは、保険金額を定めた単位ごとに次のいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 保険の対象に生じた損害の額が、保険価額の全額に相当する額以上となった場合
- ② 損害を受けた保険の対象を修繕するために要する額が保険価額の全額に相当する金額以上となった場合

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、盗難保険普通保険約款の規定を適用します。

暫定保険料特約条項

第1条（暫定保険料）

(1) 当社は、この保険契約においては、保険契約締結にあたり暫定的に定めた保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を領収することとします。

(2) 暫定保険料は、約定した期日に確定保険料との間で精算するものとします。

第2条（保険責任の始期）

この保険契約において、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第10条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、第1条（暫定保険料）に規定する暫定保険料について適用するものとします。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

商品・在庫品に関する特約条項

保険証券記載の有無にかかわらず、複数の商品または在庫品を保険の対象とし、これらに対して1保険金額を設定する契約に次の特約条項が適用されます。

第1条（保険金額の調整）

この特約条項は、複数の商品または在庫品を保険の対象とし、これらに対して1保険金額を設定する契約に適用されるものとし、この特約条項により盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定を次表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読替え後の規定
第19条（保険金額の調整）（1）	（1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

第2条（普通約款との関係）

- （1）普通約款第26条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（1）の規定は、この保険契約においては適用しません。
- （2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等

⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。



TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

D14-41550(1)改定201311
0801-ER07-09034-201311